

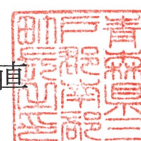


南部町告示第 20 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項および地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき歳入の収納事務を次のとおり委託することとしたので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 29 日

南部町長 工 藤 祐 直



記

1. 納付させる歳入の種類 南部町ふるさと寄附金
2. 指定した期間 令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日
3. 指定納付受託者

[寄附受付サイト]	[指定納付受託者]	[住所または事務所の所在地]
さとふる	SB ペイメントサービス株式会社	東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 2 号 汐留住友ビル 25 階
	PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
楽天ふるさと納税	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号
ふるさとチョイス	トラストバンク株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号
	GMO ペイメントゲイトウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂 1 - 2 - 3
セゾンのふるさと納税※	指定納付受託者の指定は不要のため省略	
auPAY ふるさと納税※		
ふるラボ※		

※セゾンのふるさと納税等はトラストバンクのパートナーサイトとなっており、トラストバンクが指定納付受託機関として指定を受け、納付事務の一部をパートナーサイトへ委託しているため、省略。